

広島県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項の規定に基づき、知事が指定した指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設の設置者若しくは指定障害者支援施設の設置者であった者又は当該指定に係る障害者支援施設の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設設置者等」という。）及び指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）（以下これらを総称して「障害福祉サービス事業者等」という。）並びに障害福祉サービス事業者等の行った障害福祉サービス又は相談支援を利用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関する質問及び指導等（以下「指導」という。）について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年広島県条例第63号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成25年広島県規則第8号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年広島県条例第64号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成25年広島県規則第9号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）及び「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事

項について、周知徹底させることを方針とする。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

なお、集団指導においては、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、原則として次に定める基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 運営指導

ア 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。

イ その他特に必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

ウ なお、障害福祉サービス事業者等のうち、過去3か年度において、自立支援給付対象サービス等の質が確保されるとともに、自立支援給付に係る費用の請求等が適正であり、運営指導の実施に支障がないと認めるときは、運営指導に代えて、書面調査の方法により実施することができる。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、原則として次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、提出書類等について、文書により通知する。なお、別途、講習、研修、会議等において周知している場合などは、省略する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導における指導事例等について、講習、研修、会議等の方式で実施する。なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実

施予定日の1か月前までに次に掲げる事項について、文書により通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (ア) 運営指導の根拠規定及び目的
- (イ) 運営指導の日時及び場所
- (ウ) 出席者
- (エ) 提出書類等
- (オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

- (ア) 運営指導の確認項目等

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外

の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

運営指導は、「運営指導チェックリスト」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

また、原則として、「運営指導チェックリスト」における「追加確認項目」は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認書類」に限定せず、必要な文書を徹し確認するものとする。

- (イ) 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、県が既に保有している文書については、再提出を求めず、県及び市町内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事

業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

(ウ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

(エ) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、県及び市町の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

(オ) 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び県双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

ウ 講評

運営指導終了時、指導結果の講評を行う。

エ 指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めることとする。

(指導後の措置等)

第6条 指導後の措置等は、原則として次のとおりとする。

(1) 運営指導後の措置

運営指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な障害福祉サービス事業者等について、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、改めて運営指導を行う。

(2) 監査への変更

運営指導の結果、広島県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱（平成19年12月3日施行。以下「監査実施要綱」という。）に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、次に該当する状況を確認した場合には、運営指導を中止し、直ちに監査実施要綱に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正

な請求と認められる場合

(合同指導の実施)

第7条 指導に当たっては、必要に応じて関係課及び関係機関等の協力を得て合同で実施することができる。

(指導の整合性、効率化への対応)

第8条 社会福祉法人等指導監査実施要綱並びに広島県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱（平成19年12月3日施行）及び広島県指定障害児通所支援事業者等指導監査実施要綱（平成25年6月28日施行）に基づく指導監査との間で、指導監査事項の整合性を図るとともに効率的な指導監査に努めるため、監査体制及び提出書類等を一体的に実施し、又は一部を省略することができる。

(その他)

第9条 原則として次のとおりとする。

(1) 指導結果の情報提供等

指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(2) 指導の実施状況の報告

指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。

ウ 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。

エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。

オ 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

カ この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。
- 2 広島県支援費制度指定居宅支援事業者等の指導実施要綱（平成 16 年 3 月 3 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。